

# 会 報

## ふくしま成年後見センター

発行日 平成27年 3月21日

第 4 号



### 成年後見の現状と 市民後見人

代表理事 國井 輝夫

#### 目次：

成年後見の現状と市民後見人	1
平成26年度の主な事業の 実施報告	
1. 講演会（速習講座）	2
2. 成年後見制度 市民後見人養成講座	2
3. 市民後見人実務（専門）研修	3
4. “ふれあい世話人”事業	3
5. 出前講座	3
連載 成年後見制度(4)	4
トピックス・報告	2～3
お知らせ	3

#### 編集委員の紹介

発 行 者	國井 輝夫
編 集 長	中島 靖治
副編集長	菊地 ミドリ
編 集 員	熊坂 恵子

成年後見制度は、2000年の介護保険と同時にスタートした制度ですが、金持ちのための制度かのように誤解されがちであったこともあり、利用が伸びなかった。

しかるに、ここにいたって大きな変化がおきている。

一つは、利用者の増加であり、平成25年の最高裁の統計によると成年後見制度の利用者数は、176,564人で対前年比約6.2%の増であり、年々増加している。国際標準とされる人口の1%130万人には未だ達していない。

二つは、親族後見人等の減少、第三者後見人等（親族後見人等以外：弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、市民後見人等）の激増である。

スタート時は、親族後見人等が9割ほど占めていたが、平成24年からは5割をきり、第三者後見人等が年々増加している。平成25年は年には約6割を占めるに至っている。

三つは、市町村長申立の大幅な増加である。

申立件数では、本人の子が約34.7%、次いで兄弟姉妹の13.7%3番目が市町村長申立の約13.2%となっており、市町村長は対前年比約11.1%増と大幅となっている。

これらは、少子高齢化の予想以上の進展に伴う超高齢社会へ突入した日本の現状を反映したものである。

核家族化や一人暮らし高齢者の増大、高齢に伴う認知症高齢者の増加等社会のありようが大きく変化し、人々の価値観が多様化していることによるものと考え

られる。

こうしたなか、判断能力が不十分になってもその人の意思が尊重され、人として生きていけることが重要である。

法においては、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（民法第858条。）」とされ、また、「任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（任意後見契約に関する法律第6条）」と規定している。

成年後見制度の真髄は、“身上配慮義務”であることがわかる。

財産管理は、身上配慮義務を実施するためのものであり、その逆であってはならない。

この考えを最も体現できるのは、市民目線で身上監護を行うことのできる市民後見人である。

市民後見人は、本人が判断能力が不十分になっても地域社会で人間らしく生きることができるよう、本人に寄り添いながら地域のネットワークのキーパーソンとして本人を支援することができる。

前述したように、成年後見の担い手として第三者後見人が過半数を超え、更に増加する中で専門職後見人だけでは対応しきれない時代に入り、徐々に市民後見人が増えつつある。市民後見人に期待するところ大である。

## トピックス

## 1. 法人（企業）訪問

## 1. 趣 旨

成年後見の必要性等を広く企業、団体等にも知ってもらうと共に当センターの活動を理解していただき、ゆくゆくは寄付等につなげていきたいという目的で理事が訪問した。

その際、社員等に対し成年後見に係る出前講座事業等をおしてご協力する旨を告げた

## 2. 訪問先

## (1) 福島方部

(中島、菊地)：10月  
東邦銀行（本店）、JA新ふくしま（本店）、JA二本松（本店）

(2) 会津方部（池田）：11月  
JA喜多方（本店）

## (3) 須賀川方部

(國井、水野)：9月  
須賀川信用金庫（本店）、JA須賀川（本店）、トステム須賀川

## (4) 南相馬方部

(國井、齋藤)：10月  
あぶくま信用金庫（本店）、東北労働金庫（原町）、JA南相馬（本店）

## 2. 出前講座

## 1. ねらい

成年後見に関する研修や相談会について、地域の協議会、団体、企業等の要請に基づき、当センターの専門講師を派遣する事業です。半日以内を基本とする。

## 2. 実施講座

## (1) 田村市

日時 平成26年 5月  
場所 田村市船引町  
(田村市の要請)

## 演題

講師 会員（代表理事）  
中島靖治

## (2) 福島市（ファイナンシャル・プランナー協会の要請）

日時 平成26年 7月19日  
場所 コラッセふくしま  
演題

成年後見制度と市民後見人  
講師 会員（代表理事）  
國井輝夫

## (3) 伊達市（伊達介護支援専門員連絡協議会の要請）

日時 平成26年12月 6日  
場所 伊達市ふれあいセンター  
演題 成年後見制度

講師 会員（代表理事）  
國井輝夫

## (4) 会津若松市

(NPO法人等からの要請)

日時 平成27年 3月14日  
場所 会津若松市生涯学習総合センター

演題 障がい者と成年後見制度  
講師 会員

(新潟医療福祉大学教員)  
山口 智

## 3. シニア寺子屋塾

昨年に引き続いての開催ですが、今年は第一弾、第二弾に分けて実施した。

## 平成26年度の主な事業の実施報告

## 1. 講演会（速習講座）

## (1) 郡山市：郡山市総合福祉センター

福島県の「県民の日」協賛事業として実施

日時 平成26年 8月21日(休) 10：00～15：00

演題 “成年後見” ってどんなこと

講師 エール副理事長 鈴木 守 幸

\* 午後は、同講師による「相談会」を実施（3件の相談あり）

## (2) 須賀川市：須賀川市中央公民館

日時 平成26年12月 2日(火) 10：00～15：00

演題 “成年後見” ってどんなこと

講師 エール副理事長 鈴木 守 幸、代表理事 國 井 輝 夫

\* 午後は、司法書士 野内光之氏による「座談会」を実施

## (3) 福島市：福島市市民会館

講演会に先立ち「相談会」を実施（3件の相談あり）

日時 平成27年 1月31日(出) 15：00～16：30

◎ 講師 東北福祉大学総合福祉学部 教授 三 浦 剛

演題：「発達障害者の地域生活支援と市民後見人の役割」

発達障がいとは、

- ・自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害

- ・学習障害（LD）

- ・注意欠陥多動性障害（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障害で低年齢期に発現するものである。

障がいとは、環境と個人の相互作用で生じる生活上の困難のことである。

従って、その人が生活する「場所」、「時代」、所属する「集団」、その人の「考え方」で障がい（生活上の困難）は変わってくる。

ストレングスに着目した支援とは

- ・強さや能力

- ・ストレングスを生かすための資源になる（となった）もの

の分析をおし、支援の方向を考えることである。

市民後見人に必要とされること

- ・本人の気持ちにより添い、本当に必要なものは何か、一緒に考え、行動に移すこと

- ・判断が不十分であっても、本人の安心と幸せを求める気持ちを

- 引出し、行動に移す手伝いをする

- ・「同じ人間として」の感覚を大切にすること

- 市民後見人の役割

- ・地域支援ネットワークの一員となる

- ・地域のネットワークを知る

地域自立支援協議会、地域ケア会議、ネットワーク会議など

- ・地域の「人脈」「資源」を知り、大切に

- ・「同じ目線」を持って連携する態度、姿勢 以上



(三浦 剛 講師)



## 2. 成年後見制度市民後見人養成講座

主 催 社会福祉法人福島県社会福祉協議会、

認定特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター

日時等 9月24日～10月30日まで6日間にわたり実施され、27名の方々が熱心に受講されると共にセンターの考査を受け修了した。

会 場 アピオスペース 大会議室（会津若松市）

内容等 成年後見制度の概要、法定後見の概要、任意後見の概要、成年後見制度の実務、成年後見業務の倫理、成年後見の民法の基礎、高齢者に対する理解、精神障がい者に対する理解、成年後見関連制度等が講義された。各界のオーソリティ、実務家が県内のみならず、東京、仙台からはせ参じ、成年後見制度を中心に関連の分野を含め、幅広く講義され、有意義な研修であった。

### 3. 市民後見人実務（専門）研修

日時：平成26年11月6日、10日、14日及び体験研修2日間

場所：チェンバおおまち

内容：法定後見の実務、任意後見の実務、成年後見業務の倫理、障害者支援障害総合支援法、介護の現状と介護保険法



(桑 智仁 講師)

### 4. “ふれあい世話人”事業

(1) 事業：一人暮らし高齢者に寄り添う

#### ○ ふれあい世話人支援事業

・基本支援

話し相手、生活指導・相談、困りごと手伝い、情報提供（福祉、医療）

・付加支援

付添支援：診察、薬局付添

同行支援：買物同行、行事同行（講演会、イベント等）

#### ○ ふれあい世話人任意後見等事業

・仲介事業：任意後見受任者を仲介

・任意後見契約：法人後見受任

・死後事務契約：同上

(2) ふれあい世話人養成研修会

#### ○ 第1回研修会

日時 平成26年9月

場所 二本松市市民交流センター

内容 1コマ目：介護保険制度（社会福祉士 野田幸利）

… 2025年（団塊の世代が75才以上）を目途に地域包括ケアシステムの構築を進めているが、高齢者の健康寿命の伸長がカギになる。

2コマ目：傾聴の基本（傾聴トレーナー 岡安詔子）

… グループに分かれ、実技を通して傾聴の基本を習得した。

3コマ目：ふれあい世話人事業（行政書士 國井輝夫）

#### ○ 第2回研修会

日時 平成26年11月20日（休） 11：00～16：00

場所 アピオスペース 会議室（2F）

内容等 ふれあい世話人事業、傾聴の基本、介護保険について研修  
会津方部での関心が高く13名の受講生が研修

### 5. 出前講座（トピックス欄のとおり）

◎ 講師 新潟医療福祉大学 教員 山口 智

演題：「障がい者と成年後見制度」

・はじめに

講師は、会津若松市で精神保健福祉士として相談員を務められたことがあり、また、後見人の経験がある等障がい者と成年後見に造詣が深い方である。

・概要

成年後見制度の概要、知的・精神障がい者、痴呆高齢者の症状と対応の仕方、バイステックの7原則、陥りやすいパターンリズムやCapスペシャリストプログラムによる対応について講義された。

<事例> 40歳の知的障がい者を補助していた父親が70歳で急逝し、親亡き後に近所の若者2人に金銭を搾取されていた。

このことを日頃疎遠であった叔父が知り、裁判に訴えたことから、ボランティアの援助等もあり、成年後見人が選任された。平穏な生活が戻るとともに、搾取された金銭の返還手続きを進めていることが紹介された。

結論として、障がい者を持つ親は、親亡き後の問題や憂いを少しでも少なくするよう元気なうちに人脈や社会資本を生かすとともに、親亡き前に後見人をつけておくことが肝要である。

#### ◎ 第一弾

○ 知って得する「速読術」

・日時 平成27年1月22日（休）  
14：00～16：00  
1月29日（休）同上

・場所 チェンバおおまち  
（福島市市民活動サポートセンター）

・講師 会員（コンサルタント）  
武田友美

\* 時代を反映し、関心も高く熱心に受講された。

#### ◎ 第二弾

○ 日本の仏教思想

・日時 平成27年3月5日（休）  
14：00～16：00  
3月12日（休）同上  
3月19日（休）同上

・場所 チェンバおおまち  
（福島市市民活動サポートセンター）

・講師 参与（県史学会会員）  
遠藤 剛

\* 仏教の本質から説きおこし、「空」の考え等を講義された。

○ 知って得する「速読術」

・日時 平成27年3月14日（出）  
14：00～16：00  
3月21日（出）同上

・場所 チェンバおおまち  
（福島市市民活動サポートセンター）

・講師 会員（コンサルタント）  
武田友美

## 報告

### <寄付者>

次の方々に寄付をいただきました。ありがとうございました。

① 遠藤 剛 3,500円

② 鈴木常夫 5,000円

③ 鈴木守幸 22,362円

④ 國井輝夫 6,285円

\* これらの浄財は、有意義に使わせていただきます。

## お知らせ

### 成年後見相談所

#### ●常設相談所（無料）

毎週火曜日、木曜日

午後4時～6時

場所：ふくしま成年後見

センター

（福島市五老内町6-4

フジコーポラス101）

連絡：電話 024-535-5451

（事前に連絡ください）

#### ●定期相談所（無料）

・福島：偶数月の第1土曜日

午後2時～4時

場所：福島市市民活動

サポートセンター

（チェンバおおまち

：東邦銀行本店前）

連絡：同 上

・郡山：奇数月の第1土曜日

午後2時～4時

場所：朝日第2吉田ビル

（郡山市朝日1丁目

13-2）

連絡：同 上

本法人の事業活動に賛同し、活動を支援していただける正会員、賛助会員を募集いたします。

正会員： 議決権あり  
(個人、団体とも)  
入会金 2千円  
年会費 3千円

賛助会員： 議決権なし  
個人 年会費 3千円  
団体 年会費 7千円

ご希望の方には資料一式お送りいたします。詳しくは本紙発行所までお問合せ下さい。

## 会報 ふくしま成年後見センター

### ■発行者

特定非営利活動法人  
ふくしま成年後見センター

### ■発行人

代表理事 國井 輝夫

### ■発行所

〒960-8111  
福島市五老内町6-4  
フジコーポラス101  
TEL 024-535-5451

### ■編集者

代表理事 中島 靖治

### ■編集後記

これまで、当センターが独自に実施していた市民後見人養成研修会(4日間)を、今回から福島県社会福祉協議会と一緒にすることになりました。

会津若松市で開催され、地元を中心にいわき市、郡山市、南相馬市等から27名の参加があった。講師陣は、実力派の多士済々なメンバーで受講生も納得した有意義な研修会であった。今後も継続することになります。

ホームページもご覧下さい。  
<http://fukushima-kouken.com/>

## 連載 成年後見制度

### 第4回 法定後見の仕組みについて2 申立手続き

常務理事 篠崎浩作

法定成年後見の申立手続きとは、本人について、本人の状況に鑑み、法定後見の被保護者に該当するの否か、該当するとすれば、法定後見類型の成年後見、保佐又は補助のいずれに該当するのかを家庭裁判所に審判をしてもらう一連の過程、プロセスをいいます。

手続きの流れとしては、

- ①本人及び関係者が本人の現状を踏まえ、法定後見の利用を決めるため「相談」をすることになる。
- ②申立てをする場合は、「申立て前の準備」として、家庭裁判所から書類を取り寄せ、医師の診断書等を準備する。
- ③「申立て」には、家庭裁判所に事前に予約し、家庭裁判所に申請書類を提出する。
- ④家庭裁判所では、申立人調査、成年後見人等候補者調査、本人調査等の「調査」、類型の不審の場合は必要に応じて行われる「精神鑑定」。申立書等、鑑定結果、本人及び親族の調査結果等を総合的に検討する「審理」を経て、成年後見等の開始及び成年後見人等の選任について(1件)、また、保佐及び補助にあっては同意権付与(1件)又は代理権付与(1件)の2件ないし3件の「審判」をし、審判書謄本が申立人、成年後見人等に送付される。成年後見等開始。申立てから審判まで通常2~3か月かかる。
- ⑤審判書受領後2週間の抗告期間が経過時点で「審判確定」をする。

となる。

なお、申立ての手続き及び申立書の書き方等、詳細については、当ふくしま成年後見センターが作成した小著「こんなとき利用する 成年後見 一手続きのすすめ方ー(平成24年度日本郵便の年賀寄附金助成を受けて制作)を参照してください。

手続きの流れのそれぞれにおいて、留

意したい主な点を挙げたいと思います。

①の相談では、申立てしようとして相談する場合はあくまでも本人の利益のために相談するのであり、いやしくも本人の利益をかたらって相談者の利益を図ることのないように、立場を明確に弁える必要があります。反対に、相談を受ける場合は、本人、相談者、キーパーソンの関係を区別・認識し、成年後見制度の理解度を確認しながら聴く必要があります。その他、本人の現状(健康状態・身体状況・生活状況・財産状況)、申立の類型の判断、申立人の確認、本人の意向の確認、何のために利用するのか、手続費用、兄弟・親族間の争いがないかなどを確認する段階になります。

次に、②の申立てまでの準備では、家庭裁判所で、成年後見に関するDVDを視聴し、説明を聴き、疑問点を確認して、必要性の検討、申立類型の決定、申立人の決定、成年後見人等候補者の決定をするとともに、戸籍調査、推定相続人からの同意書の取得、財産目録の調整をして、申立書類を作成することになります。

③の申立てでは、申立費用が、申立手数料1件800円、同意権・代理権の付与を求める場合は、各1件1,600円、計収入印紙で2,400円、登記手数料が収入印紙で2,600円、予納郵券4,000円、鑑定費用5万円程度(鑑定する医師の指定する金額)合計6万円程度かかります。申立費用は、原則申立人の負担とされますが、本人等関係人に負担してもらう場合は家庭裁判所の費用負担命令に拠ります。

④の家庭裁判所の精神鑑定は、本人の精神状態と類型が判断できる場合は省略される場合が多く、その場合は申立費用が少なくなるとともに、審判期間も短くて済むようです。

申立手続きに関する疑問については、当センターにお問合せください。